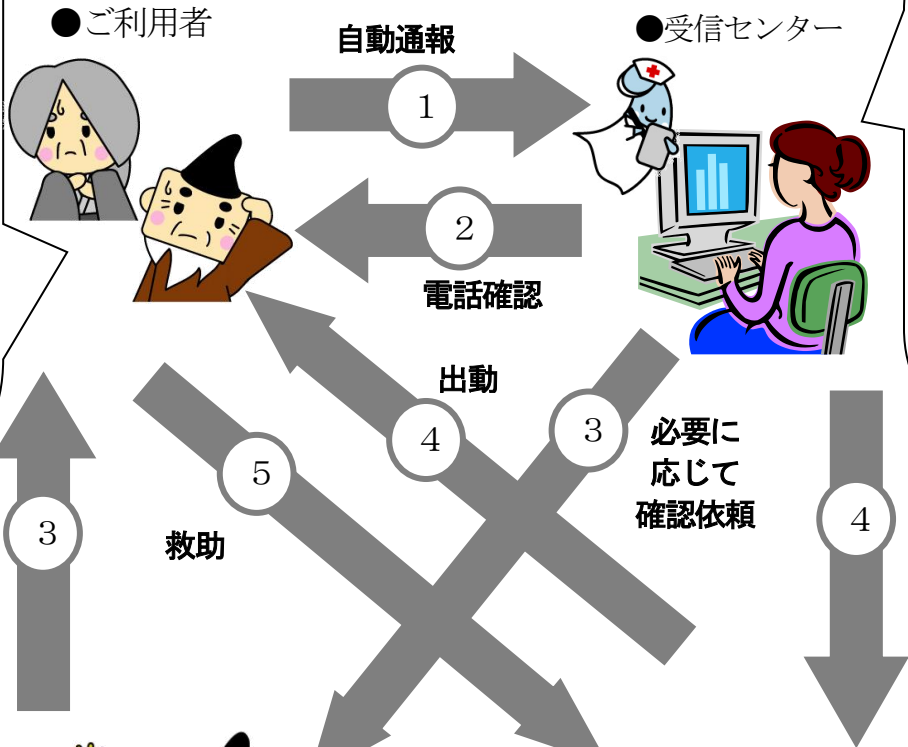


## 緊急通報装置貸与事業について（電話回線利用型）

|         |  |
|---------|--|
| 対象者     | おおむね65歳以上のひとり暮らし世帯、高齢者世帯または長時間にわたり同居家族が不在（日中独居）となる世帯で、現病歴・既往歴等により日常生活に注意を要する方。   |
| 利用料     | 緊急通報装置を設置した月から月額500円（生活保護世帯は無料）  |
| 設置要件    | 電話回線利用型（本体機器とペンダントの貸与）の緊急通報装置の設置には、 <b>単独NTTアナログ電話回線</b> が必要です。<br>（単独NTTアナログ電話回線ではない方には、モバイル版の緊急通報装置もご用意しています。 ※詳細はモバイル版チラシをご確認ください。）   |
| 申請方法    | 申請書・協力員引受承諾書（2名分以上）を、高齢福祉課にご提出ください。<br>（郵送または直接窓口を持参）<br>※申請書類は高齢福祉課、各地域包括支援センターにて配架しています。また、市公式ホームページからもダウンロードできます。<br>※協力員は、 <b>原則利用者宅におおよそ5分以内に駆けつけることが可能な方（2名以上）の登録</b> が必要です。   |
| 申請後の流れ  | 市職員が本人（またはご家族）から聞き取り調査を行います。<br>利用決定となりましたら、当市から発送する決定通知書に同封されている口座振替用紙を記入のうえ、事業受託業者に返信用封筒で発送してください。<br>その後、事業受託業者による緊急通報装置の設置工事が行われます。  |
| サービスの内容 | ① 利用者が急病となった場合に、緊急通報装置本体の緊急ボタンまたはペンダントのボタンを押すと、受信センター（看護師、保健師などが常駐）に通報が入ります。<br>【本人の応答がある場合】<br>受信センターが、利用者に状況確認をして、利用者の要望により救急車の手配等の必要な対応を行います。<br>【本人の応答がない場合】<br>受信センターが、登録した協力員に電話連絡し、協力員が利用者の安否確認を行います。協力員は、確認した状況報告を受信センターに電話連絡します。受信センターでは、その報告により救急車の出動を消防署に要請するなど、必要な対応を行います。<br><br>② 本体機器の相談用のボタンを押すと受信センターにつながり、相談員が利用者の体調などについての相談を受けます。病状を訴える方に対しては看護師が相談に応じて病院への受診をアドバイスしたり、救急車の出動を消防署に要請したり必要な対応を行います。<br><br>③ 受信センターから月に一回「お伺い電話」があり、利用者の安否確認を行います。<br>※旅行、入院等で長期間自宅を留守する場合は、受信センターへご連絡ください。 |

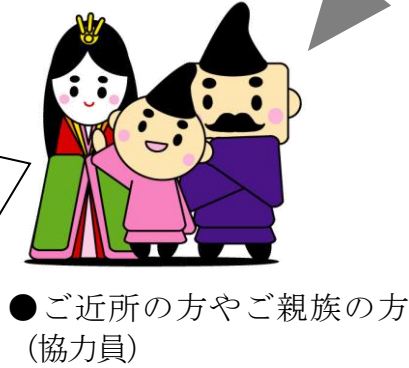
# 緊急通報システム通報の流れ

- ★通報装置のボタンを押すだけで通報できます。
- ★ペンダント送信機は万一のために身につけておいてください。
- ★通報装置は電話をとらずに会話できます。



- ★24 時間、看護師・相談員がお待ちしております。
- ★緊急時と判断したら救急車や消防車を呼びます。
- ★必要に応じて、ご近所やご親族などに連絡。

- ★ご近所の方などに様子を見てもらいます。
- ★負担が軽くめったに手間をおかけしません。



- ★消防署・救急機関に素早く出動を要請します。

## 緊急通報端末装置



## ペンダント型送信機



R6.1 版